

## 回 答 書

大和市公共施設 LED 化事業に係るプロポーザルについて寄せられた質問に、次のとおり回答します。

| 番<br>号 | 質 問 内 容  | 回 答  |
|--------|--|--|
| 10     | アンカー打込み箇所に石綿レベル2相当箇所の場合、撤去費用が大幅に異なる為、必要に応じ、別途協議とさせて頂く事は可能でしょうか？  | 別途協議といたします。<br><br><div style="text-align: right;">(令和6年5月16日回答)</div>   |
| 9      | <p>①賃貸借期間満了後の物件は無償譲渡条件のため、賃貸人の固定資産税の納付義務は免除される認識でよろしいでしょうか。</p> <p>②業務説明書2(1)カにて、リース満了時は市に無償譲渡し、無償譲渡しない時は、事業者の負担にて設置したリース設備を撤去し、原状回復するとありますが、左記の無償譲渡しない場合は事業者の都合により途中で中止した場合の想定で宜しいでしょうか。</p> <p>③交付金に関して、事業者にてリース料及び交付金控除後のリース料の計算を行う必要がありますが、費用科目の想定が異なる等の理由により、交付金が想定通り事業者へ交付されない懸念はありますか。その場合、交付金を事業者が受領することができず、入金額が想定より少なくなるのでしょうか。それとも交付金が少なくなっても事業者側の総回収金額(見積総額)は担保いただけるのでしょうか。</p> <p>④交付金の事業者への支払時期は各年度毎(令和6年度、7年度、8年度)にいつを想定されてますでしょうか。</p> | <p>①そのとおりです。</p> <p>②そのとおりです。</p> <p>③交付金対象外の金額につきましては、市から事業者へ交付金控除後のリース料として支払うこととなります。このため、基本的には、事業者の総回収額は、全額が担保されます。なお、市側でも、事業費の各費目が交付金対象であるか否か、国と随時確認する予定です。</p> <p>④交付時期は、各年度の設置がすべて完了した後、(1)市から国への交付申請手続き(2)国の交付決定(3)国から市への交付を経て、市から交付することとなります。令和6年度は3月になると考えておりますが、令和7年度と令和8年度は設置完了時期</p> |

|   |  |   |
|---|--|---|
|   |  | <p>によって変わります。</p> <p>(令和6年5月16日回答)</p>  |
| 8 | <p>No.1 業務説明書表1 予想されるリスクと責任<br/>分担不可抗力<br/>本件、物件に対しては動産総合保険の付保を<br/>予定しておりますが万一、動産総合保険の対<br/>象外となります地震・天災等を理由として、<br/>物件の滅失・破損等が発生してしまった場<br/>合、残賃貸借料金については別途協議する<br/>ということに宜しいでしょうか。</p> <p>No.2 業務説明書表1 予想されるリスクと責任<br/>分担一般的改善<br/>引渡し前に工事目的物に関して生じた損害は<br/>事業者の責任となっています。貴市に起因す<br/>る理由で生じた損害については、貴市が負担<br/>するという認識で相違ないでしょうか。</p> <p>No.3 業務説明書2(1)オ<br/>本業務につきまして、現時点では納入期限ま<br/>での完了を予定しておりますが、社会・経済<br/>情勢の悪化など事業者の責によらない不可抗<br/>力により生産・納期が遅延した場合、遅延損<br/>害金や指名停止等のペナルティを課さず、契<br/>約満了日を開始が遅れた日数分だけ後に変更<br/>し、賃貸借期間は変更せず、賃貸借開始日<br/>につきまして別途協議を頂くことは可能でし<br/>ょうか（社会・経済情勢の悪化など受注者の責<br/>によらない不可抗力による遅延に対し、遅延<br/>損害金や指名停止等のペナルティが課される<br/>可能性がありますと、入札参加が困難で<br/>す）。</p> <p>No.4 公示資料に記載なし<br/>入札/契約保証金は免除頂けますでし<br/>ょうか。当該項目につき記載が無い為、質問させ<br/>ていただきます。</p> | <p>No.1<br/>そのとおりです。</p> <p>No.2<br/>そのとおりです。</p> <p>No.3<br/>可能です。</p> <p>No.4<br/>免除とします。</p> |

|  |   |
|--|---|
| <p>No.5 業務説明書2(1)カ<br/> 本件、賃貸借期間満了後、物件について無償譲渡条件とのご指定がございますので、賃貸借期間中の本物件にかかる固定資産税は非課税扱い（賃貸借料には同費用分は含めない）との認識でよろしいでしょうか。</p>  | <p>No.5<br/> そのとおりです。</p>   |
| <p>No.6 実施要領14(4)<br/> 本件にて利用予定の、賃貸借契約書のひな形がございましたら、入札前に頂けますでしょうか。</p>   | <p>No.6<br/> 賃貸借契約書のひな形については、現在準備中です。入札前の提供はないという前提でお考え下さい。</p>   |
| <p>No.7 業務説明書2(2)オ<br/> 撤去する既存物件の所有権は貴市にあるという認識でよろしいでしょうか。</p>   | <p>No.7<br/> そのとおりです。</p>   |
| <p>No.8 業務説明書2(2)オ<br/> 貴市が排出事業者として物件を処分するという認識で相違ございませんでしょうか。</p>   | <p>No.8<br/> 受注者が排出事業者となります。</p>  |
| <p>No.9 業務説明書2(2)オ<br/> 前の質問（No.8）に関連し、排出事業者が受注者の場合、排出事業について、代表構成員が物件設置工事及び納品をあたらせる業者（構成員）に対して、貴市の廃棄物を下取りさせて、当該業者が排出事業者となる対応について許容いただけますでしょうか。</p>   | <p>No.9<br/> 許容します。</p>   |
| <p>No.10 実施要領3(2)<br/> 本事業には「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（重点対策加速化事業）」が工事費等を対象として事業者に間接交付されるとあります。<br/> 1) 交付率は工事費等の税抜き金額の1/2 相当額で相違ないでしょうか。<br/> 2) 工事費等の定義から除外される経費をご教授いただけますでしょうか。<br/> 3) 交付時期は各年度の3 月末迄との認識で</p> | <p>No.10<br/> 1) 工事費を含むリース料のうち、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」の「別表第1」の交付対象事業費の税抜き金額の1/2相当額です。<br/> 2) 「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領」の「別表第1」に該当しない経費です。<br/> 3) 交付時期は、各年度の設置がすべて完了した後、①市から国への交付申請手続き②国の交付決定③国から市への交付をへて、市から交付することとなります。令和6年度は3月になると考えておりま</p> |

|  |  |
|--|--|
| <p>相違ないでしょうか。</p> <p>4) 万一、事業者の責任によらない事由により、交付金を受けられない、又は不足等が発生する場合、当該差額分につきましては貴市に費用負担をお願いできますでしょうか。</p> <p>No.11 実施要領3(2)<br/>         交付金についてご質問をお願い致します。万一の場合の想定となりますが、事業者にて交付金受給した場合においても、事業者の責めに帰すべき事由「以外」を原因としまして、交付団体が定める補助金の返還事由に該当し、事業者が受領した補助金の全額又は一部および加算金の支払請求を受け、事業者がその支払いを余儀なくされた場合には、当該原因が事業者の原因以外となります場合には、貴市のご負担をお願い出来ますでしょうか。</p> <p>No.12 実施要領3(2)<br/>         交付金の交付後、契約変更を締結させて頂くかと存じます。この際、この契約変更書の内容につきましては、別途協議させて頂く事は可能でしょうか。(万一の場合の、補助金の返金等が発生した場合の対応等について、条文として表記させて頂きたいのですが、内容を別途協議とさせて頂ければ幸いです。)</p> <p>No.13 実施要領3(2)<br/>         本事業は10年間の賃貸借期間満了後、貴市に無償譲渡させていただきます。LED照明の処分制限期間は法定耐用年数の15年との認識でおりますが、この場合、無償譲渡後に交付金返還やペナルティの発生等はないとの理解でよろしいでしょうか。</p> <p>No.14 業務説明書3(2)①、②<br/>         「事業者は、第三者がさらに他の者に本事業を委託することを禁ずる」とある一方で、②</p> | <p>すが、令和7年度と令和8年度は設置完了時期によって変わります。</p> <p>4) 別途協議となります。</p> <p>No.11<br/>         別途協議となります。</p> <p>No.12<br/>         可能です。</p> <p>No.13<br/>         無償譲渡後は、事業者における交付金返還義務やペナルティの発生等はありません。</p> <p>No.14<br/>         1)<br/>         問題ありません。</p> |
|--|--|

|   |  |   |
|---|--|---|
|   | <p>では市内電気工事店様を積極かつ優先的の活用とあります。</p> <p>1) 共同提案の場合で構成員に市内電気工事店が含まれていない場合、当該事業を市内事業者様（第三者）に委託することは許容いただける認識で相違ないでしょうか。</p> <p>2) 1) の場合、第三者（市内事業者様）が下請先として市内事業者様に委託することも想定されます。この場合、事業者が貴市に報告・協議することです承いただけますでしょうか。</p> | <p>2) 問題ありません。</p> <p style="text-align: right;">（令和6年5月16日回答）</p>  |
| 7 | <p>業務説明書 4. 表1—共通—物価の変動</p> <p>国土交通省「公共工事標準請負契約約款 第二十六条」に基づき、予期することができない急激な価格変動においては、請負代金の変更の請求もしくは「不可抗力」と同等の扱いとして別途協議としていただけないでしょうか？</p>  | <p>程度にもよりますが、別途協議になると考えます。</p> <p style="text-align: right;">（令和6年5月16日回答）</p>  |
| 6 | <p>各施設のリース期間は、リース料支払い開始月から120ヶ月間とします、とあります。通常、リース開始日はリース料の支払開始時期ではなく、リース物件の引渡完了日を起点とします。記載内容の通りに解すると、当月分のリース料を当月にお支払頂ける事となり、その場合、いつまでに請求書を発行する必要があるかをお示しください。</p>  | <p>本事業においては、当該年度の施設の完了検査後、市から国への交付金交付申請を行い、国からの交付決定通知があって初めて、当該年度の施設に対する国の交付額と交付金控除後のリース料が確定します。従って、「通常のリース開始日」と違いが出てくる可能性があるのではと考えます。このことから、当該年度の施設のリース開始日及びリース料の支払い開始時期については、状況に応じ調整をさせていただく可能性があると考えております。</p> <p style="text-align: right;">（令和6年5月15日回答）</p> |
| 5 | <p>既存の蛍光灯を交換した際の産廃処分について、鉄等に関しては、有価処理（リサイクル等）でのご対応は可能でしょうか？</p>  | <p>事業者が有価処理で対応されることについては、問題ありません。</p> <p style="text-align: right;">（令和6年5月10日回答）</p>   |
| 4 | <p>実施要領10.(1)① エ「誓約書」について、共同提案を予定しており、構成員についても誓約書（様式第3号）の提出が要件となる旨、確認をしていますが、誓約書の1にある「物件の借入れ」の登録については、質疑回答_番号1（令和6年4月12日回答）にある</p>   | <p>構成員については誓約書の1は要件となりません。様式第3号につきましては、該当部分につき修正したものを掲載いたしました。修正前の様式第3号でご提出されても、問題ありません。</p>  |

|          |   |  |
|----------|---|--|
|          | <p>通り、要件とならない、と理解してよろしいでしょうか？またその場合、様式第3号はそのまま使用する事で問題ないでしょうか？</p>  | <p>(令和6年5月10日回答)</p>   |
| <p>3</p> | <p>①実施要領の「7. 資格要件」の(13)の④について、構成員の定義を教えてください。また、代表構成員以外の構成員入札参加資格は営業種目「物件の借入れ」を含め、どの種目を選んでよいのでしょうか？</p> <p>②実施要領の「3. 提案上限額」について、国への交付金申請等は全て市で実施されるのでしょうか。</p> <p>③役割を明確にする為に3社契約は可能でしょうか。(例)1:大和市様 2:工事保守会社 3:リース会社 等</p> <p>④照明更新の交付金対象、対象外の定義は以下の通りでしょうか。<br/>・設備は調光制御機能があれば何でも対象となりますか。<br/>・工事費は産廃費、撤去費、諸経費含めすべて対象となりますか。</p> <p>⑤資材や廃材等の仮置き場をご提供頂くことは可能でしょうか。</p> <p>⑥実施要領によると、照明器具交換と認識しておりますが、状況(費用等)に応じて、既設の蛍光灯器具のLED化改造工事も混在させたご提案も可能でしょうか。</p> | <p>①「構成員」とは「共同構成員」と共に事業の提案を行うと共に、事業の一部を担当するものです。「代表構成員」以外の「構成員」の入札参加資格は、「物件の借入れ」を含め、どの種目を選んでかまいません。</p> <p>②国への交付金申請等は、市で実施します。</p> <p>③本事業の契約は賃貸借契約となります。このため、市と「物件の借入れ」を営業種目とする代表構成員との二者間の契約となります。</p> <p>④国が下記ページで示しているとおりです。<br/><a href="https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#business2">https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/grants/#business2</a><br/>調光制御機能につきましては、「参考資料」の「よくある御質問とその回答」の間 49「高効率照明機器を導入する上での注意点か。」をご覧ください。交付対象の工事費につきましては、「実施要領」の「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金 実施要領(別表1-4・対象経費)」をご覧ください。</p> <p>⑤提供する考えですが、規模や期間などについて調整させていただくこととなります。</p> <p>⑥可能とします(評価点への影響が出る可能性はあります)。</p> <p>(令和6年5月2日回答)</p> |
| <p>2</p> | <p>①【大和市公共施設LED化事業に係るプロポーザル実施要領】7. 資格要件(3)に「入札参加者名簿に「物件の借入れ」で登録があること…」と記載があります。当社は「入札参加者名簿」に営業種目「物件の借入れ」で登録が</p>  | <p>①「かながわ電子入札共同システム」において、営業種目「物件の借入れ」で競争入札参加認定をご申請いただき、審査の結果、認定される必要があります。「物件の借入れ」で認定されるための要件等については、「かながわ電子入札共同シス</p>  |

|   |  |
|---|--|
| <p>ないのですが、「入札参加者名簿」に営業種目「物件の借入れ」で登録するには、どのような手続きを踏めばよろしいでしょうか。</p> <p>②大和市公共施設 LED 化事業に係るプロポーザル実施要領】7. 資格要件 (12) に「一級建築士」が必須となっていますが、今回のような既設照明器具の LED 化において一級建築士の役割とは、どんな役割を想定していますか。電気主任技術者は電気工事の関係上、理解できますが、一級建築士の役割が想像できません。役割が分かれば一級建築士を探しますが、役割が分からないため、探すのも難しい状況です。</p>  | <p>テム」のホームページをご覧ください。なお、申請はひと月ごとに締め切られ、認定まで1か月ほどの時間がかかるとのことですので、ご注意ください。</p> <p>②大規模で古い建築物の改修であり、施設を運営しながらの工事となるため、十分な配慮が必要と考えており、そのような中で、現場の調整や管理を行い、総合的な立場で判断できる方として想定しています。</p> <p style="text-align: right;">(令和6年4月23日回答)</p>   |
| <p>1 【大和市公共施設 LED 化事業に係るプロポーザル実施要領】7. 資格要件 (13) 共同提案で参加をする場合は、次の要件を全て満たしていること。</p> <p>→ (3) 大和市入札参加者名簿に営業種目「物件の借入れ」で登録された者であること又は技術提案書提出期限までに登録を得る見込みの者であること。</p> <p>上記に関しまして、代表者をリース会社による参加を予定しております（「物件の借入れ」の資格有）。</p> <p>しかし、上記の参加資格の表記ですと、構成員となる予定のメーカーや販売店、施工業者、下請け業者等すべてが「物件の借入れ」登録が必要となってしまう、期日までに間に合わず入札に参加できないことが予想されます。参加条件を【上記 (3) の要件については、1社以上が要件を満たしていること。】と変更いただくことは可能でしょうか。</p> | <p>ご指摘の件を含め、【大和市公共施設 LED 化事業に係るプロポーザル実施要領】7. 資格要件 (13) を次のとおり変更いたしました。</p> <p>(13)共同提案で参加をする場合は、次の要件を全て満たしていること。</p> <p>①代表構成員が申込者であり、かつ上記 (3) 及び (11) の要件を満たしていること。</p> <p>②略</p> <p>③構成員の全てが、上記 (1)、(2)、(4) ~ (10) の要件を満たしていること。</p> <p>④構成員の全てが、<u>大和市入札参加者名簿に登録された者であること又は技術提案書提出期限までに登録を得る見込みの者であること。</u></p> <p>⑤上記 (12) の要件については、1 者以上が要件を満たしていること。</p> <p style="text-align: right;">(令和6年4月12日回答)</p> |